

相続財産の調査と評価

【亡くなられた方の自宅の調査】

預金通帳を見つけた場合

→残高や取引履歴の照会を行います。

郵便物を見つけた場合

→固定資産税の通知書があれば、土地や建物を保有している可能性があります。

登記簿謄本を取得し、保有内容（所有権or借地権、抵当権の有無など）を確認します。

→その他財産への手がかりがある場合がありますので、慎重に確認が必要です。

※最近、ペーパーレス化が進んでいる為、電子メールも見れるなら内容を確認したほうが良いでしょう。

【その他の調査】

決まった調査方法があるわけではありませんが、以下の調査も検討されては如何でしょうか。

→亡くなられた方の生活圏内にある金融機関の支店へ残高や取引履歴の照会

→市町村役場から名寄せ帳（納税義務者ごとに市町村内の土地及び家屋の評価額等が記載された一覧）を取得

※名寄せ帳には、法人名義の不動産は記載されませんので法人名義で不動産を所有している事までは分かりません。

→信用情報機関へ信用情報開示請求

※信用情報機関・・・金融機関から借り入れた金額や残高などの情報を収集・管理し、その情報を会員会社に提供する団体。

→知人への聞き取り調査

【できれば・・・】

亡くなられた方の財産の調査は、大変難しいものです。

上記の調査を行っても、確実に全ての財産が把握できるとは限りません。

ですので、ご本人様が財産の内容を残して頂く事が一番です。

負債も相続されますので、きちんと残しておかないと知らずに相続してしまった相続人（奥様やお子様などなど）があとで大変困った事になります。

【国税庁のホームページで相続財産の評価】

土地、家屋、構築物、果樹、立竹木、動産、無体財産権（特許や実用新案や商標などなど）、株式、公社債、定期金の評価に関する記載がありますので、そちらをご参照下さい。

Webページのタイトル 財産評価 | 法令解釈通達 | 国税庁

アドレス (URL) <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/sisan/hyoka/01.htm>

ページを確認した日 平成24年8月24日